

北広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について  
 （事業系一般廃棄物及び産業廃棄物処理手数料の改定）

1 事業系一般廃棄物と産業廃棄物処理手数料の改定の趣旨

事業者が排出する一般廃棄物（事業系一般廃棄物）と産業廃棄物の処理手数料は、条例により10キログラム当たりの金額の上限が定められ、具体的な金額は北広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則で定められています。

	条例	条例施行規則
事業系一般廃棄物	100円を超えない範囲内	80円
産業廃棄物	200円を超えない範囲内	160円

【処理手数料について、審議会に諮問】

現在の手数料は、平成15年4月から経済状況等を勘案しながら見直しをしていません。そこで平成20年10月からの家庭系一般廃棄物の有料化により市民に家庭から排出するごみに新たなご負担をいただいていることや、事業系一般廃棄物の排出量が増加傾向にあり、また生ごみ分別も進んでいないことから、昨年度、商工会や工業振興会、消費者協会など各種団体の代表者や公募市民で構成するクリーン北広島推進審議会に対し、「事業系一般廃棄物及び産業廃棄物処理手数料の見直しについて」諮問しました。

【審議会からの答申】

諮問に対する答申として、市の負担が増加して廃棄物処理経費の収支が悪化しており、また近隣市の状況と比較しても手数料は低い状況にあることから、廃棄物処理にかかる収支の改善のためにも改定すべきであり、原価計算をもとに、産業廃棄物についてはかかる経費の全額を、事業系一般廃棄物については半分を事業者が負担するよう処理手数料を改定すべきであるとの答申を受けました。

なお、事業系一般廃棄物の生ごみについては、現在ほとんど分別収集されておらず、収集許可業者の収集体制整備の構築のためにも他の事業系一般廃棄物の手数料と差をつけることが有効な手段となりうるとの提言も受けています。

【答申をもとに】

これら答申を受け、今後の安定的な廃棄物処理行政の維持を図ることを目的に、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の処理手数料を改定するため、北広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正するものです。

## 2 処理手数料改定案

事業系一般廃棄物処理手数料と産業廃棄物処理手数料を、次のとおり改定します。今回の改定では、条例に上限を設けず、改定する手数料を規定することとします。

また、事業系一般廃棄物のうち生ごみについては、現在生ごみの分別が進んでいないことから、事業系生ごみを収集する体制が整っておらず、体制を整えるためには一定数量の事業系生ごみの排出が必要とされるため、生ごみの処理手数料を据え置くことで事業者の生ごみ分別を推進し、収集許可業者が生ごみ専用の収集車を用意するなど、収集運搬体制が構築できることを促すこととします。

### 【10キログラム当たり】

区分	現行	改定案
事業系一般廃棄物	86円	118円
事業系一般廃棄物のうち適正に分別された生ごみ	86円	86円
産業廃棄物	172円	237円

※消費税込みです。

## 3 手数料の原価計算（平成24年度から3か年平均）

排出量	重量（トン）	割合
家庭系一般廃棄物	10,627	67.88%
事業系一般廃棄物	4,817	30.77%
産業廃棄物	211	1.35%
合計	15,655	100%

(円)

支出	合計	家庭系	事業系	産廃
委託料等	375,212,667	322,508,607	50,489,349	2,214,711
光熱水費	26,460,667	17,962,284	8,141,266	357,116
燃料費	1,032,667	701,005	317,725	13,937
第6期最終処分場整備費用	109,383,760	74,252,936	33,654,569	1,476,255
人件費	53,872,122	39,904,258	13,170,371	797,493
合計	565,961,882	455,329,090	105,773,280	4,859,512
<b>10kg当りの処理コスト原価</b>	<b>361.51</b>	<b>429.44</b>	<b>219.59</b>	<b>230.00</b>

10kg当りの処理コストが、処理経費の収支の均衡を図るために求められる処理手数料です。

事業系一般廃棄物処理手数料は、排出する事業者が半額を負担するという考えから、219.59円の半分の110円に消費税を入れて118円に、産業廃棄物は全額を排出する事業者が負担するという考えと、改定による激変緩和の観点から220円に消費税を入れて237円に改定することとします。

#### 4 近隣市の状況

(円・消費税込み)

ごみの種類	札幌市	恵庭市	千歳市	江別市	石狩市	平均
事業系一般廃棄物	200	100	120	110	120	130
産業廃棄物	201.3	174	170	—	—	181.8

#### 5 今後のスケジュール

- 平成28年6月 民生常任委員会で改定の方針を説明
- 平成28年7月 パブリックコメントの実施（8月1日まで）
- 平成28年9月 パブリックコメント結果の公表
- 平成28年9月～ 第3回定例会に提案
- 平成29年4月 条例改正施行予定（料金の改定）

#### 6 参考

事業系一般廃棄物と産業廃棄物の排出量推移

(トン)

